令和６ 年 ５ 月 31 日

報 道 発 表

浜松市　こども家庭部
こども若者政策課　管理・育成グループ
TEL：053-457-2795

浜松市

ふじのくに出会いサポートセンターの利用登録料補助の開始について

県と県内自治体が協働で運営するふじのくに結婚応援協議会では、令和４年４月から結婚支援拠点「ふじのくに出会いサポートセンター（しずおかマリッジ）」を開設し、出会いの機会を提供しています。

結婚を希望する男女の出会いを支援するため、浜松市では令和６年度より「ふじのくに出会いサポートセンター」の利用登録料の補助を始めます。

１　対象者（以下すべてに該当する者）

（１）ふじのくに出会いサポートセンターの利用登録をした浜松市民

（２）登録時点の年齢が３９歳以下

（３）市税を完納していること

２　補助の対象となる経費と補助額

（１）対象経費　ふじのくに出会いサポートセンターの利用登録料
（令和６年４月１日から令和７年３月３１日までの間の利用登録料）

（２）補助上限額

対象経費の２分の１

ア　１年登録料１万円を支払った方　　補助額５千円

イ　２年登録料１万６千円を支払った方　　補助額８千円

（３）その他

詳細は、浜松市ホームページ「浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金」をご覧ください。

３　受付開始時期　令和６年６月３日（月）

４　申請方法　　浜松市こども若者政策課まで、以下の必要書類を郵送

（１）浜松市ふじのくに出会いサポートセンター利用登録料補助金交付申請書

（２）申請者の生年月日及び現住所を証する身分証明書類（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証等）のコピー

（３）申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（センターの利用登録料を納入した際に発行される領収書、又はそれに代わるもの）のコピー

５　その他

「ふじのくに出会いサポートセンター」について、別添のチラシをご覧ください。

SDGs未来都市・浜松
市民協働で築く「未来へかがやく創造都